

令和5年4月20日 子育て支援課

子育て世帯への町単独給付金制度を創設！！

国の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（対象児童1人当たり一律5万円、以下「国給付金」という。）」の実施に合わせて、町単独事業としての給付金を支給します。

これは、食費等の物価高騰はすべての子どもに影響を及ぼしていることから、これまでの本町の新型コロナウイルス対策方針に基づき「国県の支援が受けられない子ども達」に光を届けるため、また「湘南地域でもっとも子育てしやすいまち」の実現に向けた取り組みとして実施するものです。

【対象児童】

18歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童（特別児童扶養手当支給対象児童の場合は20歳未満）で、国給付金の対象となる児童を除いた児童

【支給対象者】

対象児童を養育する者

【支給額】

対象児童1人当たり1万円

※多子世帯（対象児童3人以上の世帯）の場合
3人目以降1人当たり1万円を加算

詳細は別紙を参考にしてください。

問い合わせ先

学び育成部 子育て支援課 課長 宮崎彰夫 ☎0467(74)1111 内線 160

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に合わせた町単独給付金制度の創設

1. 目的

国において、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人当たり一律5万円）が給付されることとなった。

しかしながら、食費等の物価高騰はすべての子どもに影響を及ぼしていることから、これまでの本町の新型コロナウイルス対策方針に基づき、国県の支援が受けられない子ども達にもきめ細やかに光を届ける町単独事業として給付金を支給する。

2. 対象者及び支給額

支給対象者は、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金対象者を除き、すべての子ども達を対象とする。（国の制度の横出し部分）

また、支給額については、子ども1人当たり1万円を給付するとともに、より大きな影響を受ける多子世帯の子ども（第3子以降）に対しては更に1人当たり1万円を加算した額を支給する。

なお、支給額1万円の算出根拠については、次のとおりである。

<事実確認>

○2023年2月消費者物価指数（2020年を100として算出）

消費者物価指数（総合）104.0－消費者物価指数（生鮮食品を除く）103.6＝0.4（生鮮食品）

※上記により生鮮食品の価格上昇が確認される。

<支給額算出（総務省発表の家計調査より）>

○2023年2月分の消費支出は、1世帯当たり272,214円（前年同月比+14,327円）

2人以上の世帯（うち勤労者世帯）

世帯人員 3.25人

消費支出 298,749円

うち食料 79,776円・・・①

○2022年2月分の消費支出は、1世帯当たり257,887円

2人以上の世帯（うち勤労者世帯）

世帯人員 3.28人

消費支出 285,289円

うち食料 74,284円・・・②

○食費上昇額及び給付額算出

2023年食料①79,776円－2022年食料②74,284円＝5,492円上昇

5,492円÷3.25人（2023年の世帯人員）＝1,689.8円（1人当たりの食料増）

1,689.8円×12月＝20,277円≒20,000円（1人当たりの1年間負担増）

20,000円×50%（公費支援分）＝10,000円（1人当たりの給付額）

<多子世帯加算>

○多子世帯（3人目以降）における食費等の物価高騰は、より大きな影響を受けていることや予想以上に進む少子化の中で本町が目指す「湘南地域でもっとも子育てしやすいまち」の実現に向けて、子育て家庭を応援する町の姿勢を示すため、3人目以降の子ども1人当たりの支給額を倍額の2万円とする。

3. 予算措置

令和5年度一般会計補正予算第1号で対応（議案配布4月20日/本会議4月27日）

※給付額予算内訳

【対象児童】

児童1人世帯 1,905人×10,000円=19,050,000円

児童2人世帯 3,354人×10,000円=33,540,000円

児童3人以上世帯 1,839人

うち2人目までの子ども 937人×10,000円=9,370,000円

うち3人目以降の子ども 902人×20,000円=18,040,000円

合計 80,000,000円

（注）4月27日の議会本会議での議決をもって決定します。

4. 支給時期

国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事務執行状況を踏まえながら、順次実施する。

問い合わせ：寒川町役場学び育成部子育て支援課

課長 宮崎

0467-74-1111（内線160）